



役場に新しく設置された非常用電源装置

(主な質疑)

⑨：附則による1号給の昇給を減ずる必要はないのではないか。

⑩：基本的にこの地域の国家公務員も全て適用となる。

●議案第12号

湯沢町消防団の設置に関する条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

広域連合解散に伴い、湯沢町消防団の設置に関する条例の制定である。

●議案第13号

湯沢町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の制定について

□審査の結果

賛成多数で可決すべき

ものと決定。

消防組織法の規定に基づき、消防団員の定員、任免、給与、服務等について定めるものである。

●議案第14号

湯沢町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

非常勤のもの報酬及び費用弁償を改正するものである。

地区館長5万円/年、地区館書記3万円/年、分館長3万円/年にそれぞれ減額、防団員の報酬を新たに設定する。

消防団長25万円/年、消防団副団長20万円/年、消防団分団長15万円/年、消防団副分団長10万円/年、消防団部長7万円/年、消防団班長4万円/年、消防団員2万5千円/年とする。

●議案第14号

湯沢町ふるさと基金条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべき

ものと決定。

南魚沼市との広域的な事業の実施のため、湯沢町ふるさと基金を設置する条例の制定である。

●議案第15号

湯沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定で、物品等の賃貸借契約及び保守契約、庁舎その他町の施設の維持管理及び運営業務に関する委託契約ができることとなる。

●議案第15号

湯沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

事業としては、広域観光、地域コミュニティ(地域活性化事業の助成)、外国人観光客誘客事業等である。

●議案第15号

湯沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

□審査の結果

賛成全員で可決すべき

平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

□審査の結果

賛成全員で可決すべき

ものと決定。

歳入歳出とも給付実績及び今後の見込額の補正。

●議案第31号

平成17年度介護保険特別会計補正予算(第3号)について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

歳入は国・県の負担金の確定による補正で、歳出は給付費の増減による補正。

●議案第34号

平成17年度病院事業会計補正予算(第3号)について

□審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

医療収益の伸びから収入の増額、資本的支出は、画像観察装置購入費減である。地域医療振興協会で購入した結果の減額である。

●請願第1号

地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める請願について

□審査の結果

賛成少数で不採択とすべきものと決定。

患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願について

□審査の結果

賛成多数で採択すべきものと決定。

産業建設常任委員会報告

閉会中の委員会調査

2月13日(月)

1 ロープウエー事業について

□調査結果

17年度夏季営業は前年対比610万円2%減。冬季

益的収入の増額、資本的支出は、画像観察装置購入費減である。地域医療振興協会で購入した結果の減額である。

●請願第1号
地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める請願について

□審査の結果
賛成少数で不採択とすべきものと決定。

●請願第2号
患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願について

□審査の結果
賛成多数で採択すべきものと決定。

の12月、1月は早期の降雪と昨年の震災等の影響から130万円の増。2月12日現在では昨年並みの収入になっている。民営化は2月6日に日本ケープと協議した。今後の投資の問題や施設の貸付料